

常務理事	事務長	課長	係長	担当者	交付枚数	交付日	No
					枚	・	・
							～

# 体育奨励補助金交付申請書

## (利用補助券用)

令和 年 月 日

千葉県トラック健康保険組合 理事長 様  
下記のとおり申請いたします。

申請者氏名	TEL ( )					
行 事 場 所	利用予定年月日	令和 年 月 日				
	場 所	東京ディズニーランド 東京ディズニーシー ジェフユナイテッド千葉サッカー観戦 江川海岸潮干狩 (利用予定場所に○を付けて下さい。)				
	目 的	健康の保持増進のため				
事 業 主 の 証 明	上記のとおり相違ないことを証明いたします。					
	事業所所在地					
	事業所名 代表者名					
利 用 者	記号番号	本人・家族の別	氏 名	年齢	性別	備 考
	—	本人・家族			男・女	
	—	本人・家族			男・女	
	—	本人・家族			男・女	
	—	本人・家族			男・女	
	—	本人・家族			男・女	
	—	本人・家族			男・女	
	—	本人・家族			男・女	
	—	本人・家族			男・女	
	—	本人・家族			男・女	
	—	本人・家族			男・女	

※補助金利用要領は裏面のとおりです。

ご不明な点がございましたら総務課(TEL047-452-6661)までお問い合わせ下さい。

# 補助券利用要領

- ①利用補助券の交付を希望される方は、本申請書に記入のうえ、事業主を経由してお申し込み下さい。
- ②交付申請書は、利用予定日の2週間前までに事務局へ必着でお願いします。
- ③交付申請を郵送で行う場合、利用補助券が確実にお手元に届くよう返信用の封筒を添付して下さい。切手の貼付は不要です。
- ④予算の範囲内で交付終了となりますので、あらかじめご了承下さい。また、1回の交付申請につき1人1枚です。
- ⑤利用補助券の交付は、当健保組合体育奨励事業助成の範囲で行います（同助成は、原則1,000円を年度内2回を限度に受付していますので、利用補助券の交付は1回分または2回分としてカウントします。）
- ⑥利用補助券は交付された方にのみ有効です。第三者へ譲渡転売（インターネットオークション等を含む）はできません。もし、不正利用があった場合は補助金額の返還をお願いすることに加えて、当健保組合の団体利用ができなくなることもありますので十分ご注意下さい。

## ◎東京ディズニーリゾートについて

- ①交付対象者は、当健保組合の本人（被保険者）および家族（被扶養者）に限ります。ただし、3歳以下のお子様は入園無料のため交付の対象外となります。
- ②利用補助券の補助額は一律2,000円です。
- ③利用補助券はパークチケット購入時のみご利用可能です。
- ④利用補助券ご利用の際に、本人確認書類の提示を求める場合があります。
- ⑤利用補助券取り扱い窓口は東京ディズニーランド・チケット販売窓口、東京ディズニーシー・チケット販売窓口、東京ディズニーリゾート・チケットセンター、ディズニーストア（一部店舗のみ）、東京ディズニーリゾート・オンライン予約・購入サイト、（右記は宿泊者のみ）ディズニーホテル、東京ディズニーリゾート・オフィシャルホテルです。
- ⑥旅行会社、コンビニエンスストア等では取り扱いできません。ただし、旅行会社、コンビニエンスストア等で発行された観光券・予約券と、利用補助券を来園当日ご入園前にパークのチケットブースに持参いただきますと、利用補助金額分を返金致します。

## ◎ジェフユナイテッド千葉サッカー観戦について

- ①利用補助券の対象試合は、フクダ電子アリーナで開催されるジェフユナイテッド千葉が主催するJリーグ公式戦となり、ちばぎんカップは対象外となります。
- ②交付対象者は、当健保組合の本人（被保険者）および家族（被扶養者）に限ります。
- ③利用区分は大人（中学生以上）、小人（6歳以上～小学生まで）です。
- ④こども（6歳未満）は無料となりますが席に着席するときは小人料金となります。
- ⑤他の割引チケット、サービスとの併用はできません。
- ⑥チケット購入はスタジアム窓口のみ購入可能となります。
- ⑦チケット料金が補助額2,000円に満たない場合は差額の返金は致しません。
- ⑧学生割引を受けるときは学生証を窓口に提示して下さい。
- ⑨悪天候や突発的な出来事により試合中止の場合は、お買い求め窓口にて補助金額差引後のチケット購入額の返金となります。

## ◎江川海岸潮干狩について

- ①交付対象者は、当健保組合の本人（被保険者）および家族（被扶養者）に限ります。ただし、3歳以下のお子様は無料のため交付の対象外となります。
- ②利用区分は大人（中学生以上）、小人（4歳以上～小学生まで）です。
- ③利用補助券の補助額は、大人1,000円、小人950円です。
- ④利用料金が1,000に満たない場合は差額の返金は致しません。
- ⑤超過採貝料金、貸熊手、乗船料金、休憩料金は補助対象外となります。
- ⑥ご利用時は利用補助券を第一料金所第三窓口にご提出下さい。
- ⑦他の割引チケット、サービスとの併用はできません。